

かつしか 区議会だより

令和4年第4回定例会

11月	29日	本会議（一般質問等）
	30日	本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 常任委員会（総務、文教） 議会運営委員会
12月	1・2・5・6日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	8・9・12日	特別委員会（区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
	14日	議会運営委員会
	15日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭あいさつ 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

No.256 令和5年（2023年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543

区役所の位置を定める条例を可決

今回の定例会では、10名の議員から区政一般質問が行われました。
また、葛飾区役所の位置を定める条例をはじめとする区長提出議案等20件と、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

など、議員提出議案3件（下欄参照）が可決されました。なお、区役所の位置を定める条例については、記名投票による採決の結果、賛成31人、反対9人で可決に必要な出席議員の3分の2以上の同意を得て、可決されました。



小菅東スポーツ公園の日本庭園

可決された意見書（要旨）

第4回定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。
固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

小規模事業者を取り巻く環境は、一昨年来からの新型コロナウイルス感染症の影響により、事業規模の大小、業種・業態を問わず、売り上げの激減、収益の悪化に見舞われており、極めて深刻な状況にある。また、雇用の不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置等」が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、東京都に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。

- ①小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和5年度以降も継続すること。
- ②小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和5年度以降も継続すること。
- ③商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を令和5年度以降も継続すること。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。
带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるといわれている。

よって、政府に対し、一定の年齢以上の国民に対する带状疱疹ワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。
知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障害者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障害者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障害者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害、あるいは知的障害者の定義は規定されていない。

また、身体障害者、精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要綱を定め、交付・運営されている。

知的障害については自治体により障害の程度区分に差があり、また、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。実際に「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって、政府に対し、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策とするための議論を促進するよう強く求める。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。